

「株券上場審査基準」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	1
2. 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	3

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(7)の2 <u>登録上場会社等監査人</u>による監査</p> <p>最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、<u>登録上場会社等監査人(公認会計士法第34条の34の8第1項に規定する登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))をいう。)</u>(本所が適当でないと認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の第1号、第3号から第11号までに適合する新規上場申請者の株券、優先出資証券及び外国株預託証券等で、第2号又は第2号の2に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(7)の2 <u>上場会社監査事務所</u>による監査</p> <p>最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等について、<u>上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。))をいう。)</u>(本所が適当でないと認める者を除く。)の法第193条の2の規定に準ずる監査又は四半期レビューを受けていること。</p> <p>(8)～(11) (略)</p>
<p>(Q-Boardへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 <u>登録上場会社等監査人</u>による監査</p> <p>「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、<u>登録上場会社等監査人(日本公認会計士協会の品質管理レビューを受けた者に限る。)</u>(本所が適当でないと認める者を除く。)による法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。</p>	<p>(Q-Boardへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、九州周辺に本店を有する者又は有価証券上場規程第3条第2項第8号cに基づく書面について本所が適当と認める者であって、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び外国株預託証券等を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(5)の2 <u>上場会社監査事務所</u>による監査</p> <p>「上場申請のための有価証券報告書」に記載及び添付される財務諸表等、中間財務諸表等及び四半期財務諸表等について、<u>上場会社監査事務所(日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の品質管理レビューを受けた者に限る。))を含む。))をいう。)</u>(本所が</p>

(6) (略)

付 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

相当でないと認める者を除く。)の法第193条の2の規定に準ずる監査、中間監査又は四半期レビューを受けていること。

(6) (略)

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。</p>	<p><u>(上場会社監査事務所等による監査)</u></p> <p><u>第11条の3 上場会社(上場外国会社を除く。)</u> <u>は、上場会社監査事務所(日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)</u>の監査を受けるものとする。</p>